

議案第 25 号

議決第     号

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

始良市長     湯元   敏浩

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年始良市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定のうち第11号及び第4条に2号を加える改正規定のうち第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。